

津波対策の推進に関する法律の制定

2011年3月に発生した東日本大震災を教訓として、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、2011年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定された。

同法では、津波対策に関する観測体制の強化、調査研究の推進、被害予測、連携協力体制整備、防災対策の実施などを規定するとともに、11月5日を「津波防災の日」と定めた。

津波防災の日（11月5日）

11月5日の「津波防災の日」には、津波対策について国民の理解と関心を高めるため、全国各地で防災訓練の実施やシンポジウム等を開催している。

「津波防災の日」の由来

1854年11月5日の安政南海地震(M8.4)で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて命を救った「稲むらの火」※の逸話にちなんだ日である。

※小泉八雲(ラフガディオ・ハーン)が「稲むらの火」の逸話をもとに「A Living God」を書いた

7月～10月

11月

※11月5日「津波防災の日」
(津波対策の推進に関する法律)

(内閣府)

地震・津波防災
訓練の呼びかけ

(5月～)

対象

都道府県・市町村
民間企業 等

地震・津波防災訓練
キックオフイベント

開催日：7月30日(水)

開催地：和歌山市内

対象者：呼びかけ

対象者 など

地震・津波防災訓練

非常災害対策本部設置訓練(11月5日)

都道府県
主催訓練

民間企業
主催訓練

地震・津波防災訓練
(内閣府)
全国8か所

北海道 宮城県 千葉県

愛知県 和歌山県

山口県 高知県 宮崎県

他省庁
主催訓練

市町村
主催訓練

自治会等
主催訓練

広
報

(中央防災会議)

「津波防災の
日」にかかる行
事等の実施依頼
通知

対象

指定行政機関、指定公共
機関、都道府県防災会議

プレス発表
(9月予定)

「津波防災の日」シンポジウム

開催日：11月5日

開催地：仙台市

対象者：国民全般

内 容：津波防災の意識啓発を図るシンポジウムを開催
し、メディアを通じて国民への周知を図る。